

第27回基本方針策定タスク 議事録

1. 日時 : 平成21年6月5日(金) 10:10 ~ 11:50
2. 場所 : 日本電気協会 4階A会議室
3. 出席者 : (順不同, 敬称略)
出席委員 : 越塚主査(東京大学), 新田(日本原子力発電), 設楽(東京電力), 田口(東京電力),
渡邊(東京電力), 白井(関西電力), 近江(日本原子力発電), 横尾(東京電力),
牧野(日本電気協会) (9名)
欠席委員 : 関村(東京大学), 宮田(東京電力), 石沢(東京電力) (3名)
事務局 : 高須, 糸田川, 国則, 平野, 石井, 田村, 井上(日本電気協会) (7名)
4. 配付資料
資料 27-1 第 26 回基本方針策定タスク議事録(案)
資料 27-2 基本方針策定タスクにおける課題対応について
参考-1 第 32 回原子力規格委員会議事録(案)
参考-2 第 11 回基本方針策定タスクワーキング議事録(案)
5. 議事
 - (1) 定足数確認
事務局より, 委員総数12名のうち本日の出席委員は9名で委員総数の3分の2以上となり, 議案決議の定足数を満たしていることが報告された。
 - (2) 前回議事録の確認
事務局より, 資料27-1に基づき, 前回議事録(案)の紹介があり, 原案通りで正式議事録とすることが確認された。
 - (3) 基本方針策定タスクにおける課題対応について
事務局より, 資料 27-2 に基づき, 基本方針策定タスクにおける課題対応(案)についての説明が行われ審議した。その結果, 一部修文の上, 次回の原子力規格委員会(6/23)で報告すること, 及び耐震問題の取り扱いについては「活動の基本方針」を一部追記するよう改定を提案することについて, 全員の挙手により承認された
(主な意見)
【JEAC/JEAGにおける耐震問題の取り扱い】
 - ・旧 JEAG4601 は一から基準を作ったこともあって, その当時はたとえば重要度分類を作るのにも関連する専門家の意見を聞きながら, とりまとめた経緯がある。相互に関係するものがあれば, お互いに遠慮することなく事務局を通じて検討依頼し合うことが重要と考えている。規約類の中に表現するとすればこの程度の内容でよい。本タスクのような関係者が集まる場も上手く活用すれば良いのではないかと考えている。特にインターフェイスについては難しく, 抜け落ちが起こる可能性があるので, この点を問題にされているのではないかと考えている。
 - ・従来からのインターフェイスが重要な重要度分類や許容応力のような問題に加えて, 中越沖地震の反映としてこの問題が出てきたが, 耐震設計分科会の方から対応していくのが良いのか, それともそれを受ける側が対応していくのが良いのか, その辺はどうなのか。
あるテーマが問題となった時は, 規格委員会の中で何処の比重が大きいかを判断して, 各分科会に割り振られると思うが, 素案の段階で他の分科会も検討するよう, 規格委員会として指示してもらおうと良いと思う。
 - ・中越沖地震の反映項目は, 安全設計分科会などではもう既に取り込んでいるのか。消火水配管の気中化とか, 消火水タンクなどはどうか。
安全設計分科会の方では火災防護指針などに取り込み済みである。
 - ・中央制御室の照明の落下の件はどうか。
「炉の安全確保」と「人の安全確保」とは明確に分ける必要がある。耐震設計としては, 炉の安全のための「波及的影響」の検討と, 天井照明の落下による運転員の怪我防止などの検討が必要だ。炉の安全のための「波及的影響」の検討という観点では, 現行の中央制御室の照明設備対応は問題ないと思う。
 - ・「耐震設計」の他に各分野に関連するとして挙げられた「品質保証」については2つの側面があると考えている。耐震設計そのものに対する品質保証という意味では, 設計要求事項は何かという明確化をはかればよいというのがひとつである。それに対して, 柏崎地震後の耐震補強工事においては, 運転プラントでありながら, 建設時点にシフトしたような品質保証にならざる

を得なくなっている。このように、品質保証については2つの側面があるので、この追記文について、どう当てはめればよいか悩んでいる。

代表例として耐震設計と品質保証をあげた上で、「など」をつけているので、問題ないのではないか。

運転段階のプラントに、建設段階のような工事が入ってきているという細かい問題について、ここにそこまで言及する必要はない。ここに書かれている2行くらいの文章であれば特に問題はないと考えられるので、原案通りとする。

【年度計画記載内容の確認】

- ・特に意見なく、原案通りとする。

【締め切り直前の反対意見に対する投票期間延長の要否】

- ・左の内容欄では、意見者本人の言葉であるので、「意見を得る機会」という表現は良いと思うが、右の対応案でその用語を使うのはおかしくないか。例えば「意見の内容確認」と変更してはどうか。

反対意見付き反対が締め切り直前に投じられた場合、それに対して賛成から反対に意見を変える際には、反対意見が添付されるが、その様な貴重な意見を「我々が」得る機会が失われることを心配するという意味で、主語を「我々が」あるいは「委員会が」と考えれば、原案でもおかしくはないので、原案通りとする。

【規格の本文、解説とエンドース対象】

- ・品質保証では、ISO-2008年版で「注記」がかなり増えている。それは規格の要求事項ではなく文章の解釈を明確化するためのものであることは明記している。今回のJEAC4111の改定版では規制側のコメントを受けて、「注記」で対応している部分もあり、「注記」も含めて技術評価の対象というのが実態である。ただし、どの範囲をエンドースするかは、技術評価を実施する側の問題と思うが。

実態はそのような場合もあると思うが、ここでは、原則として、極力本文の中で全体の規程内容が出来るように努めているということ、を、回答すべきである。

- ・エンドースの対象範囲については、我々の守備範囲外であるので、それについて言及する必要はなく、今の手引きの3.1.7項に基づいて書くようにしているという回答でよい。
- ・解釈や解説を含めるべきとなれば、追加要求としてエンドースしていただければよい。「注記」は本文でどのように記載しているのか。「解説」と違うのか。告示とか省令では、表の後などに「注記」があるが、法律論的に言えば、本文扱いになるのだが。

本文の要求事項の下に「注記」として説明書きを並べて記載している。「注記」は要求事項ではなく、理解を促進するためのものであり、「解説」に近いと思う。ISOの記載にあわせたものである。

- ・「注記」がなくても、本文の内容は理解できるのか。
理解できる。「規格策定手引き」の3.1.7項の「規程・指針の本文の記載方法」(4)で本文と「解説」の位置づけを説明しているが、「解説」と相違はないように思う。
- ・この回答としては、原案通りとする。

【文献・資料を規格へ引用する際の基準】

- ・原案でコメントに対する回答になっているのか。もともとの主旨は2つあって、まず一つは、他の規格の中に有益な情報があった場合、それをどんどん取り入れて良いのかということである。二つ目は、そうやって取り入れた場合、元の規格の変更にあわせて電気協会の規格も改定しないと成立しなくなるケースが起きるので、電気協会の規格の自立性が損なわれるので、何か方針を出すようにということではないか。

問題となっている図は「引用」でなく、原子力規格委員会での説明用に作成したものであり、「規格作成手引き」3.1.7項「規程・指針の本文の記載方法」(8)の「参考資料」に相当するものである。

方針をまとめるようにということに対し、方針はすでにあるということ、を回答しようというものである。

- ・この発言の背景には、「解説」を充実して詳細に引用するのか、又は「これは建築基準法による。」のような簡潔な「引用」の説明にとどめるのかについて、かなり議論があったことがある。詳しく引用すれば頁数が過大となることや、コードとして、別の規格を引用するのは問題があることなどにより、JEAC4601では簡潔な「引用」とした。その様な議論を踏まえての意見ではないかと思っている。

- ・図の取り込みの問題は、このような質疑応答があったということであり、それに対する回答は不要である。方針の有無の回答でよいのではないか。
- ・原回答の位置を下方にずらして回答するとわかりやすくなる。
- ・拝承。
- ・「分科会の裁量で…」あるいは「分科会の判断で…」のように、分科会の裁量で運用していることを記載してはどうか。
「…(7)及び(8)に規定があり、各分科会において、これに基づき…」と下線部を追加することとする。

【委員の再任制限の要否】

- ・本課題対応の概略スケジュールはどうか。
6月の原子力規格委員会では中間報告をして意見を伺う。9月にはその意見対応を含めた規約の改定を提案し、書面投票に移行する。書面投票により反対意見が投じられれば、その意見対応案を12月に再度審議して頂く。再審議後の書面投票では、反対意見があっても2/3以上の賛成で可決となるので、12月～1月頃には規約改定が出来るのではないかと考えている。
- ・任期満了による退任の後、必要な場合は改めて新委員として認められるような解釈は可能か。
再任制限が「円滑な世代交代の促進」のために設けられているのであれば、その方針に沿っていない解釈と思われる。
- ・「…活用の機会を無益に失い、…」は「…活用の機会を単純なルールで失うことになりかねないので、…」のように表現を見直した方がよい。
- ・再任期限の撤廃は、再任される限り、長期間委員活動ができるが、委員会として、活性化が損なわれる懸念がある。
- ・前回のワーキングで、「メリット」という用語は、意見を誘導するように誤解を与えたいけなないので、使用しないことにしたが、項目まで削除されてしまっている。「課題」として復活させること。
拝承。
「再任制限を設けた場合にはこういう課題があり、再任制限を撤廃した場合にはこういう問題点がある」のように記載するとよい。
- ・ベテランの知見の活用などの理由により、本当に必要な方には改めて新任として参加できるようなことが、今の規約で読み取れるとよいのだが。
読み取れる様に規約を改定する方法も、今後の選択肢のひとつである。
- ・再任の時に、再任理由をしっかりと審議した上で2年おきに更新するというように、審議方法を見直すことでも対応できるのかもしれない。また、任期の2年が短ければ、もっと伸ばすことを考えてもよいかもしれない。
色々な意見を頂いて、次回(9月)に再任制限を撤廃するとか、定年制を設けるとか、ほかにも色々な案を提示して、選択していただけるようにしたいと考えている。
- ・日本機械学会では、審議対象者は委員会会場から退席する方法をとっている。ほかにも、リコール制度を新たに設ける方法もあるかもしれない。
- ・規約において、原子力規格委員会の委員長の任期が「委員の任期の間」となっているところも課題と思っている。委員長になっても、委員長としての任期がほとんど残っていないようなことも起こりうる。
課題ではあるが、ワーキングの時にも触れたように、まずは委員の任期制限の方が先決事項である。
- ・本日の意見を踏まえて、事務局で回答内容を見直すこと。
拝承。

以上に基づき、一部修文の上、次回の原子力規格委員会(6/23)で報告すること、及び耐震問題の取り扱いについては「活動の基本方針」を一部追記するよう改定を提案することについて、全員の挙手により承認された

6.その他

(1)次回開催日について

次回開催日程については、別途調整することとされた。

以上